

令和4年4月1日

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（委託訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び宮城県並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「機構」という。）が一体となって、求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、宮城県における公共職業訓練と求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施に関する重要事項を定めたものである。

実施にあたっては、宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局の三者で締結した「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」の趣旨を踏まえ、労働力人口の減少が見込まれる中で、地域の発展に不可欠な分野等の産業に、円滑な人材供給ができるものとなるよう、地域事業主のニーズに対応した公的職業訓練の実施に努め、若者等の地元就職及び定着の実現に資するものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定を行うことができる。

## 2 公共職業能力開発施設の設置状況等

(1) 県内には、公共職業能力開発施設として、高等技術専門校（5校）及び宮城職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター宮城」という。）、東北職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）及び宮城障害者職業能力開発校（以下「宮障校」という。）が設置されている。

(2) 高等技術専門校は、県内5地域において、学卒者向けである普通課程（1・2年課程）と、離転職者向けの短期課程（1・6か月）を地域の実情等を踏まえた訓練内容で実施している。

さらに、離職者等の再就職支援として、民間教育施設への委託により行う委託訓練（3・4・6か月・2か年）を実施しており、IT、経理事務、介護、医療事務等の訓練を行っている。

- (3) ポリテクセンター宮城は、離職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化して、標準6か月の職業訓練（ハロートレーニング）を実施している。

また、機構では主に雇用保険を受給していない求職者の方を対象に、民間教育機関が行うIT、簿記、介護等の求職者支援訓練のコース認定及び実施状況の確認を行っている。

- (4) ポリテクカレッジは、高度技能者養成訓練として、機械系、電気系、電子情報系及び建築系の専門課程及び応用課程を実施している。

専門課程は、高校卒業者等を対象に、自ら「ものづくり」ができる実践技能者を育成する2年課程であり、応用課程は、専門課程修了生等を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダーを育成する2年課程である。

- (5) 在職者訓練の実施について

高等技術専門校、ポリテクセンター宮城及びポリテクカレッジでは、上記訓練に加え、従業員に対する人材育成訓練を実施することが困難な事業主等のニーズに応えるため、在職者を対象に、各施設が所有する設備等を活用したIT系、機械系、電気・電子系、居住系などの職業訓練を実施している。

- (6) 宮障校は、個々の障害や特性に応じて、OA系や総合実務系の職業訓練（5か月～1年課程）を実施している。

さらに、民間企業等に委託して行う委託訓練として、精神障害・発達障害者がセルフケア手法やビジネススキルを学ぶ訓練や、高次脳機能障害者の方を対象とした就労訓練、在宅よりWebコンテンツ制作技能を学ぶ訓練のほか、実際の職場内での作業実習を通し、実践的な作業能力を習得する訓練を実施している。

### 3 労働市場等の動向

- (1) 概況

令和2年2月に新型コロナウイルス感染症による感染者が県内で初めて確認されてからは、感染拡大の影響により経済活動が抑制されたことで雇用情勢は悪化したものの、令和2年9月の有効求人倍率（季節調整値）1.13倍を底にして、持ち直しの動きがみられ、令和4年1月では1.34倍の水準となっている。

新規求人数（原数値）の前年同月比で主要産業別の動きを見みると、「製造業」、

「医療・福祉」、「サービス業」などで求人が増加している一方、「運輸業・郵便業」、「宿泊業・飲食業」では、新型コロナウイルス感染症の拡大前と比べると、大きく下回る状況となっている。

新規求職者数においては増加傾向にあり、新規常用的フルタイム求職者の態様別の動きを見ると、「在職者」では6か月連続の増加となっており、長引くコロナ禍による現職への不安等から、よりよい条件を求めて転職を希望する者が増加傾向にある。

## (2) 主な指標の動き

令和4年1月内容による主な指標の動きは次のとおりである。

### 【求人倍率】

有効求人倍率（季節調整値）は4か月ぶりの上昇となり、求人に持ち直しの動きが見られ、求人が求職を上回って推移しているものの、厳しさがみられており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

### 【求人】

新規求人数（原数値）の前年同月比は11か月連続で増加しているが、原油高の高騰や新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響が懸念されており、経済や雇用情勢の先行きの不透明感は依然として強まっている。

### 【求職】

新規求職者数（原数値）は前年同月比3か月連続で増加となっているが、「事業主都合による離職者」は9か月連続で減少しており、雇用調整助成金等の支援策が企業の雇用維持に一定の効果があったものと思料される。

## 4 訓練の実施状況と課題

### (1) 実施状況

令和3年度の宮城県内で実施されている公共職業訓練は、求職者の増加傾向を背景に、定員充足率が前年度に比べて増加している。また、就職率については、求人倍率の持ち直しとともに、公共職業訓練では前年度に比べて改善が見られている。

令和3年度の職業訓練の受講者数（※）は次のとおり

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 1,305人
- ・ 求職者支援訓練 389人

※受講者数について、令和4年1月末までの実績である。

令和3年度の職業訓練の就職率（※）は次のとおり

- |                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| ・ 公共職業訓練（離職者訓練） | 施設内訓練 | 88.0% |
|                 | 委託訓練  | 79.6% |
| ・ 求職者支援訓練       | 基礎コース | 50.0% |
|                 | 実践コース | 62.1% |

※就職率について、公共職業訓練（離職者訓練）は8月末まで、求職者支援訓練は6月末までに修了した訓練の3か月後の実績（速報値）である。なお、求職者支援訓練は雇用保険適用就職率で計上している。

## （2） 公的職業訓練の実施等に係る主要な課題について

### ① 高等技術専門校のあり方の検討

高等技術専門校は、近年、入校者数が減少し、定員を満たしているのは一部の訓練科に限られており、定員に見合う職業訓練機能が十分に果たされていない状況である。また、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広く柔軟に対応できる能力及び高度でより実践的な技能・知識を持つ技能者へと変化してきている。

このような状況を踏まえ、令和元年12月に、職業能力開発審議会に「高等技術専門校の整備のあり方」について諮問し、令和2年7月に、同審議会から高等技術専門校が今後目指すべき方向性と施設整備のあり方について答申を受けた。

答申を踏まえ、令和3年3月に策定した宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画に基づき、富県躍進を担う産業界の需要に応える人材の育成を目指し、令和10年度を目標年として、再編整備基本計画を具体化した施設整備計画のもと、令和4年度からの再編整備を推進していく必要がある。

### ② 訓練内容の見直し

委託訓練については、業界のニーズも踏まえ、令和3年度からIT分野のより高度な資格取得を目的とした訓練コースを設定しており、令和4年度も引き続き実施していく。

### ③ 宮城県の産業政策の方向性を踏まえた人材ニーズ

県の高度電子機械産業や自動車製造関連産業などものづくり分野における産業政策の状況を踏まえるとともに、女性や若者、非正規労働者をターゲットとした職業訓練による高付加価値を生み出す人材へのスキルアップを図り、ものづくり分野への就業を促進していくことが重要となっている。

### ④ 地域の雇用状況改善等のための人材ニーズ

ア 【仙台圏・県北部】 宮城県の産業政策を踏まえた自動車関連企業が数多く進出しており、ものづくり分野への人材ニーズの高まりから人材供給不足が懸念される。特に、ライン管理などをはじめとするマネジメント能力を有する技術者の育成が必要と考えられる。

イ 【沿岸部】 震災復興需要がピークアウトし、また、漁獲量の減少等が水産加工業等の基幹産業に影響しており求人倍率の低下傾向が続いている。なお、少子化や転出への歯止めをかけるため、特に、新規学卒者の地元就職を促進させるキャリア教育などの人材育成施策を活用した取組が必要と考えられる。

ウ 【県南部】 電気機械製造企業などの大手企業が数多く進出しているが、少子

高齢化の影響から45歳以上の中高年齢求職者が有効求職者全体の半数以上を占める状況にある。これらの求職者の雇用を促進させるため、労働市場のニーズを把握した新たな訓練コースの設定を図る必要がある。

- ⑤ 宮城県、宮城労働局及び機構が連携しながら、公的職業訓練の訓練規模、分野及び実施時期を一体的に調整し、受講者に訓練機会を適切に提供するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく必要がある。新たな訓練の実施には、予算確保や設備の充実など、一定の期間を要するため、地域ニーズに対応した訓練を実施していくために、三者の連携をより緊密、強化していくとともに、当該訓練計画の策定に当たっても、意見調整等を図って対応することが必要である。
- ⑥ 社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化に加え、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、政府全体が取り組む中で、デジタル人材の育成・確保が重要かつ喫緊の課題であり、デジタル分野の訓練をより一層推進する必要がある。

## 5 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

### (1) 学卒者訓練の対象者数等

対象者数は、入学定員485人とする。

- 内訳 ・高等技術専門校 295人
- ・ポリテクカレッジ 190人（専門課程100人、応用課程90人）

### (2) 離職者訓練の対象者数等

#### ① 重点等

ア 令和4年度のポリテクセンター宮城で実施する訓練について、雇用情勢の悪化に対応するため、施設及び機器が対応可能な訓練コースの定員を拡充して実施する。

また、第4次産業革命に対応できる若い人材の育成のため「スマート生産サポート科」を若年者専用のデュアル訓練として2コース延定員40人実施するほか、ものづくり分野での女性の活躍促進を目指し「CADものづくりサポート科」を継続して実施する。

イ 高等技術専門校で行う委託訓練については、人材不足が課題となっている介護人材や保育士の育成のため、長期高度人材育成コースとして、介護福祉士養成コース及び保育士養成コースを実施する。また、IT人材を育成するため、令和4年度は、知識等習得コースとして「Javaプログラマー養成科」（6か月）、長期高度人材育成コースとして、「IT技術者養成科」（2年間）を新設する計画である。

ウ 託児付き訓練コースの設定については、ポリテクセンター宮城で実施する訓練

は、全て託児付きコースとする。

エ 公共職業能力開発施設で実施する訓練については、地域の人材ニーズに即した訓練となるよう、令和4年度においても調査・検討を継続していく。

② 対象者数等（宮障校除く）

対象者数は、定員2,036人とする。

内訳	・高等技術専門学校	45人
	・ポリテクセンター宮城	648人
	・委託訓練	1,343人

就職率は、施設内訓練80%以上、委託訓練75%以上を目標とする。

(3) 在職者訓練の対象者数等

① 対象者数等（宮障校を除く）

対象者数は、定員2,680人とする。

内訳	・高等技術専門学校	310人
	・ポリテクセンター宮城	1,340人
	・ポリテクカレッジ	1,030人

② 民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援（生産性向上支援訓練）としては、受講者数1,090人を目標とし、デジタルトランスフォーメーション（DX）に対応した訓練コースを新設し、中小企業等のDX対応に係る人材育成支援を促進する。

③ ポリテクセンター宮城については、受講者満足度95%、事業主満足度90%以上を目標とする。

④ ポリテクカレッジについては、受講者満足度95%、事業主満足度90%以上を目標とする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 宮障校の施設内訓練は定員100人とする。

② 委託訓練は定員39人とする。

③ 在職者訓練は定員10人とする。

就職率は、施設内訓練70%以上、委託訓練55%以上を目標とする。

6 計画期間中の求職者支援訓練の対象者数等

(1) 重点等

① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を約4割、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を約6割とする。

② デジタル系の訓練については、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化などを踏まえ、デジタル分野の訓練をより一層推進する必要があるこ

とから、訓練枠を引き上げて設定する。

- ③ 地域ニーズ枠は、実践コースのみで設定し、「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく緩和措置の対象となる訓練の枠とする。
- ④ 基礎・実践の両コースとも、育児等を行っている者に対して、通常より短い訓練時間や託児サービス付きのカリキュラムの設定を可能とする。
- ⑤ 認定単位期間は1か月とするが、求職者に訓練情報を効果的に提供するため、3か月ごとの認定について検討する。

(2) 対象者数等

- ① 訓練認定規模1,130人を上限とする。
- ② 雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目標とする。
- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース・分野	3 年度		4 年度	
	人員	割合	人員	割合
基礎コース	360 人	38.2 %	405 人	35.8 %
実践コース	582 人	61.8 %	725 人	64.2 %
介護系	150 人	25.8 %	150 人	20.7 %
医療事務系	60 人	10.3 %	90 人	12.4 %
デジタル系 ( I T 分野)	60 人 (60 人)	10.3 % (10.3 %)	180 人 (120 人)	24.8 % (16.6 %)
(デザイン分野)	(—)	(—)	(60 人)	(8.3 %)
	※デザイン分野については、令和3年度までは「その他分野」に含まれている			
営業・販売・事務系	150 人	25.8 %	150 人	20.7 %
その他、成長分野、人手不足分野 (農業、環境、観光、建設など)	120 人	20.6 %	90 人	12.4 %
地域ニーズ枠	42 人	7.2 %	65 人	9.0 %

※ 上記のうち、新規参入枠は基礎コース20%、実践コース10%とする。

※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮城労働局及び機構宮城支部のHPで周知する。

※ 余剰定員の取扱いについては、実践コースの全国共通分野（介護、医療事務、情報）において、認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「他の分野」への振替を可能とする。

ある認定単位期間において、認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、次期以降の認定単位期間の同一分野への振替を可能とする。なお、第4・四半期においては、基礎・実践間及び実践コースの他の分野への振替を可能とする。

## 7 公的職業訓練の実施に当たり関係機関が留意すべき事項等

(1) 計画的で実効ある職業訓練の推進に資するため、令和4年度においても宮城県地域訓練協議会を開催する。開催に当たっては、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力を得ていくこととする。

- ① 訓練協議会における意見等が、地域の訓練実施により一層活かされるよう、宮城県、機構及び労働局において、調整等を進めることとする。
- ② 宮城県、機構及び労働局の担当者による作業部会を開催し、訓練内容の検討、職業訓練の実施状況等のフォローアップを行う。

令和4年度においても、人材ニーズに対応した訓練が実施されるよう、訓練内容の検討結果等を訓練協議会に報告することとする。

- ③ 訓練協議会における協議結果に基づいて、新たな訓練や関連施策が適切に実施されるよう、関係者への働きかけを行うこととする。

(2) 訓練受講者に対する適切な訓練の実施及び就職支援の充実

- ① ハローワークにおいては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施などを通じて、求職者の能力及び適性に応じた訓練コースへの誘導ができるよう支援する。

また、求人ニーズに対応し、求職者の適性を踏まえた能動的なマッチングを行うものとする。

- ② 訓練実施機関においては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価の確実な実施により、就職意欲の喚起や円滑な就職活動が開始されるよう働きかける。
- ③ 訓練実施機関とハローワークが連携して就職支援を行うものとする。

ア 訓練実施機関は、独自の就職支援を実施する。

イ 訓練期間中については、各訓練実施機関が主体的に就職支援に当たることとし、必要に応じて、ハローワークと連携して、習得した知識・技術が活かされる求人情報の提供等を行うこととする。

ウ 求職者支援訓練の受講者については、ハローワークの指定来所日等にきめ細かな就職支援を行う。

エ 訓練終了までに就職先が決まらなかった受講者については、訓練実施機関による独自支援のほか、ハローワークにおいても、積極的な就職支援を行う。

オ 訓練受講者に提供する求人情報は、雇用保険が適用される求人情報の提供を原則とする。